

< 第7章 総括 >

1. はじめに

我が国における大学等の高等教育機関への一般進学率は、戦後の高度経済成長期とバブル崩壊期を境に急上昇し、今や二人に一人が高等教育機関へ進学する時代となった。また、障害のある生徒の進学率も、障害に対する社会一般の意識の向上とともに徐々に増加し、現在は約6割の大学等に障害のある学生が在籍するようになった。

しかし、大学における障害のある学生に対する支援の実態も、日本学生支援機構によって今から5年ほど前に明らかにされたばかりであり、また支援の取組自体もここ数年で緒について段階ということが出来る。日本学生支援機構の実態調査からは、大学等に進学した障害のある学生のうち、支援を受けている学生は6割程度にとどまり、支援を申請していないもしくは支援を受けていない学生が4割ほどと、全ての障害のある学生が十分な支援を受けているかという点とまだまだ不透明な部分がある。したがって、先進的な取組を行っている個々の大学の事例も、未だ全国的に認知されるまでには至っておらず、高等教育機関の総合的な力として盤石の態勢を確立するまでに発展していない萌芽段階にあるということもできる。以上のことから、障害のある生徒及び学生に対する支援の充実が急がれる状況にあることがわかる。

一方、近い将来わが国が批准するであろう『障害者権利条約』に謳われている“インクルーシブな社会”の実現を目指すという観点から見た場合も、障害のある生徒の大学進学を保障するために“全ての大学における全ての障害のある学生に対する支援”が可能な時代の到来が求められているということもできる。本報告書において示された障害のある学生に対する支援の実状やそれぞれの大学での取組は、今後の障害のある生徒および学生に対する支援と高大連携の重要性を示すものといえる。

今回の「障害学生受入促進研究委託事業調査研究」における「障害のある生徒の進学の促進・支援のための高大連携の在り方」に関する調査は、今後のわが国の障害のある生徒や学生に対する教育の在り方について、高校と大学が手に手をとって協力し合う関係形成に大きく寄与するものであるということができ、これらの知見をもとに、ここでは本調査研究の総括を試みていきたいと思う。

2. 大学における障害のある学生への取組

本報告においては、今回調査研究を委託された大学における障害のある学生に対する様々な入学後の修学支援に関する取組事例が報告された。

視覚障害のある学生の学習に必要なIT技術を導入した支援、聴覚障害のある学生に対する手書きノートテイク、パソコンノートテイク、音声認識通訳、聴覚補償システム、字幕付け教材、画面分割装置を使用したディスプレイシステムなどを用いた支援、運動障害のある学生に対する入学前の事前調査から入学後の設備・動線検討による物理的バリアの解消、キャンパスバリア調査とデータベース化などの支援事例が紹介された。

これらの障害種に応じた支援は、従来からの様々な形での支援に加え、近年のIT技術の発展・普及に伴い、新たな支援方法の開発・改善、試作・応用と目覚ましい進歩があり、

従来型の支援では保障できなかった面も保障可能になってきていることを示しているということもできる。しかしながら、そうした個々の障害のある学生のニーズに応じた支援が可能になった反面、従来は大括りにされて見過ごされてきた視覚障害＝盲、聴覚障害＝ろう、運動障害＝移動介助・物理的バリアの解消といった単純な図式で扱われてきた障害の問題も、弱視や難聴、運動障害にも様々な細部に亘る様相があり、その対応も多岐に亘るという問題提起もなされるようになったことも、今回の調査から鮮明になったといえる。

また、近年急増傾向にある発達障害の問題に関しても、入学までの経緯や入学時の支援（支援体制づくりとオリエンテーション）、入学直後の支援（履修登録等の手続き）、大学における発達障害学生支援体制作りや想定される問題への対処方法、他学生や教職員への情報共有の在り方などについて様々な観点からの支援の必要性を示唆する事例報告がなされた。

さらには、医療的ケアを必要とする学生に対する配慮として、心理面への配慮、体調不良時・発作時の退出・通院に対する配慮、休憩場所の提供、実験・スポーツ実技などへの配慮といった様々な配慮の必要性なども明らかとなった。

こうした障害のある学生に対する支援体制の構築に関し、今後大学が行なわなくてはならないことは、教職員関係者間での情報共有・FD研修の在り方、支援技術の質の向上、キャリア支援の在り方、保健センター・医師・カウンセラー・保護者との連携、精神保健も含めた障害学生支援のガイドラインの策定、セルフ・アドボカシーの視点導入など、多岐に亘る支援体制の整備が求められているということが示された。

ことに、今後いずれの大学においても設置されねばならない障害のある学生への支援の窓口ともなる支援室の設置やそこに常駐する支援コーディネーターの役割として、その専門性や業務内容および身分保障の問題などが重要な課題となってくると考えられ、そうした人材の育成も大学には求められてくるといえる。そうした意味において、今後も大学等の高等教育機関の意識改革が強く求められてくることは間違いない。

3. 高等教育機関への進学までの道筋

今回の調査研究で明らかになったことのひとつに、大学入学への道筋をどのようにつけていくかという課題があげられる。これまで報告されている事例では、障害のある学生に対する受け入れを積極的に行なっている大学においては、その学生が高校でどのように学び、どのような支援を受けてきたか、その対応を把握するための事前調査や打ち合わせ、および進学後の生活面や修学面の支援体制の整備、物理的バリアの改修・解消、学内各部署との連絡調整などが比較的良好に行なわれていることがわかる。

しかし、多くの高等教育機関でそうした配慮がなされているかという点決してそうではない。むしろ、受験する側の立場に立てば、そうした配慮を求めること自体が受験上の不利益になるのではないかといった懸念を生む可能性を孕んでいるともいえる。

本報告にも述べられているように、障害のある生徒の進学上の不安は、入試に関するだけでも、受験可能性、入学可能性、入試相談での不利益、合格判定上の不利益、受験上の配慮、受験準備など多岐に亘る。

また、進学した際にも、高校と大学の修学環境の違いによって、例えば親元を離れた場

合でも、通学や日常生活が円滑に行なえるのか、授業についていけるのか、修学上の配慮や支援を期待できるのか、体育や実験科目など特定の授業に対応できるのか、相談窓口がきちんとあるのか、無事卒業できるのか、卒業しても就職先はあるのかといった様々な不安が積みまってくる。

そうした不安を抱える中で、障害のある生徒にとって、自分が進みたい専門の勉強ができる大学と進学可能な大学が必ずしも一致しておらず、支援環境が進学したい大学に整備されていない場合は、不本意ながら限定された条件のもとで大学を選択せざるを得ない場合も多いと推測できる。

そのため、障害のある生徒と家族は、個々の大学でどのような支援が行なわれているのかを、インターネットやオープンキャンパスの情報に敏感にアンテナを張り巡らし情報収集を行なっているのが実情ではないだろうか。

したがって、そうした環境にある障害のある生徒に対し、公的な基準をもった安心して情報が得られる機会が必要であり、高校・大学間の円滑な情報共有による進学上の不安解消策が求められていることはいうまでもない。

また、障害のある生徒の大学進学を円滑に行なえるような移行支援体制の確立や、高校関係者と大学関係者が共に議論できる研修会・研究会の開催なども今後検討されねばならないと考えられる。

4. 大学入試における課題

現在、多くの大学では個別学力検査に先立って大学入試センター試験を課している大学も多く、全ての国立大学をはじめ、公立大学、私立大学でも年々センター試験受験を条件とした入試を実施する大学が増えている。一方、大学入試センターでは、受験の際に何らかの事由により特別措置を希望する受験者への対応として様々な対応を行なっている。

この大学入試センターによる特別措置に関しても、年々申請者の数は増加傾向にあり、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱などの受験者に対する措置も様々な対応策がとられてきている。そして、平成 23 年度受験からは発達障害を事由とする受験者に対する措置も初めて実施された。また、その他の事由で特別措置を申請する受験者も年々増加する傾向にあり、その他の事由に該当する受験者の内訳について精査する必要があると思われる。こうした傾向からもわかるように、特別措置の在り方は、これまでの『障害種別ごとの措置』から『困難ごとの合理的配慮』へ設計変更する必要に迫られているといえよう。

以上のような特別措置申請受験者に関しては、『障害者権利条約』に基づく“合理的配慮”に基づく受験が公式に認められる必要があると考えられる。しかし、試験の性格上その実施は、あくまでも厳正中立で行なわれなくてはならず、そうした特別措置に対する受験上の合理的配慮の内容や、その妥当性の客観的説明方法を障害のある学生に提案するための専門家の相談サービスやアセスメントの提供、特別措置申請とその結果を可視化するため情報公開、さらには障害のある受験者の入試特別措置決定に特別支援の専門家を介在させるといったことが今後重要な課題となると考えられる。

これら特別措置に関しては、『障害者権利条約』に示された“合理的配慮”の提供という視点が極めて重要であるが、ことに支援技術利用を前提とした合理的配慮の提供に対する

社会のコンセンサスを得る活動や高等教育機関以外の NPO や当事者団体、支援団体の協力なども視野に入れた対応、障害のある受験者の入試における連携を裏付ける制度的保障を用意することなども必要であろう。

しかし、以上のような取組は、一つの高等教育機関で行なうには限界があることから、国や地方団体、さらには大学入試センターなどがその業務を行ない、障害のある生徒の高等教育機関への入学に至るまでの流れのガイドライン策定や大学入試センター受験の際の高校向け説明会の開催や障害のある生徒への配慮についての情報提供を行なうなど、今後の取組が待たれるところでもある。

また、特別措置の申請時期や決定通知がなされる時期についても、現況ではかなり試験が迫った時期になされていることから、その時期を早め事前相談の期間を長く設定することによって大学側も余裕をもって受験者に対応できる態勢作りが必要であると考えられる。

そして、各高等教育機関での個別試験においても、独自の選抜方法や特別措置の方針を明確にするとともに、それを情報公開することも重要である。

一方、受験者を支援する側においても、その対応に関するエビデンスを示すことで障害を合理的に説明し、どのような支援技術を利用したいのか、具体的な代替手段の提案を行なうなど、専門家や支援団体などの意見も取り入れた連携が必要であるといえる。

5. 高校側のニーズは何か

今回の調査研究においては、高校側が大学に対しどのようなことを期待しているのかが、間接的にはあるが、事例や実態調査をもとに明らかにされた。そこでは進路指導上の問題と大学での取組との情報共有の難しさが指摘されるとともに、大学進学後にどのような支援体制が組まれているのかが見えないといった問題、さらには生徒が進学したい大学と支援を受けられる大学とが一致しないという現状などが明らかにされた。

また、大学に支援体制が整っていれば生徒に進学を勧めたい、あるいは進学率の向上につながると考えている高校側の意見も多いことが示され、高校側にとって障害のある生徒の進路指導においては、高等教育機関に支援体制が整っているかどうか大きな鍵となっていることが示唆された。

一方、特別支援学校等の調査からは、障害のある生徒の進路を考えた場合、障害特性を考慮した職業指導に力を注いでいる場合も多く、高等教育機関への進学まで力が及んでいない学校もあると考えられることから、今後障害のある生徒の高等教育機関への進学を促進するに当たっては、特別支援学校側の意識改革も求められるところである。

以上のような意識改革を促すには、これまで蓄積されてきた高等教育機関で培われた障害のある学生に対する支援のノウハウを積極的に情報発信し、障害のある生徒や保護者の進学上の不安を解消する手立てを講じるための情報共有を進める必要があり、情報共有の方策を検討する必要があると考えられる。

また、高校までの授業は、教科書や参考書の範囲にあるものを学習することに主眼が置かれることから、各教科の到達目標が明確であるといえる。そのため高校での学習は、障害のある生徒自身の努力に委ねられる傾向も強い。しかし、高等教育機関においては、多岐に亘る専門性の高い学習が求められ、それまでの学習方法では通用しないといった問題

も浮上する。それ故高校の指導では見出せなかった生徒のニーズの掘り起こしも重要な課題となり、高校と大学の事前相談等の連携や情報共有が必要になると考えられる。

こうした課題に対処するためには、諸外国で行なわれているような、高等教育機関への進学準備段階としての入学前スキルの向上をめざした進学準備コースのような移行支援を行なう機関や準備期間の設定なども、進学促進に当たって検討する余地があると思われる。

6. 今後の障害のある生徒の進学促進・支援のための高大連携に向けて

これまで見てきたように、障害のある生徒の高等教育機関への進学を促進するには、様々な課題をクリアしなければならないことが示された。ことに、間近に迫っている『障害者権利条約』批准に向けたインクルーシブ社会と教育の実現は待ったなしの状態であり、今回示された高大連携の課題の解決も急がれなくてはならない。

今回の調査研究からは、障害のある生徒の進学を促進するための条件が全国的にはまだ十分とはいえない状態であり、各大学における先進的な取組も未だ一部の大学に限局されていることが示された。こうした現状を打開するには、現在日本学生支援機構が中心となっていて行なっている『障害学生修学支援ネットワーク』のような高等教育機関レベルの情報共有に留まらず、高大の連携を軸とした全国的な連携支援ネットワークの構築が必要であると思われる。

また、そうしたネットワークを支援する国や地方公共団体のバックアップ体制の構築も今後重要な課題となろう。

障害のある人もない人も共に学べ、高等教育を享受できる国こそが文化的国家であり、国際標準としての先進国であり、富める国といえるのではないだろうか。